

改正案の概要の説明

部課名 土木建築部技術・建設業課

1 件名

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第34条において、国土交通省に設置された中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款等を作成し、その実施を勧告することができる」と規定している。
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）を一体として改正した「第3次・担い手3法」が、令和7年12月12日に全面施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会が令和7年12月2日に公共工事標準請負契約約款を改正し、その実施を勧告した。
- (3) (2)を踏まえ、本県では、令和8年3月に建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）を改正するとともに、労務費等を請負代金内訳書に明示する規定及び適正な労務費の確保等に関する規定については、令和8年4月から9月までを建設事業者への周知期間としたうえで、改めて同告示の改正を行うこととした。

3 改正案の概要

- (1) 請負代金内訳書に明示する事項に労務費等を加えるとともに、請負代金内訳書を発注者に提出することとする。（第3条関係）
- (2) 適正な労務費の確保等に関する規定を定める。（第3条の2関係）
- (3) この告示は、令和8年10月1日から施行する。（附則第1項）
- (4) この告示の施行に際し、必要な経過措置を設ける。（附則第2項）

4 根拠法令

- (1) 建設業法第34条
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第3条及び第12条
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条及び第8条
- (4) 沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）第106条

5 関係各課との調整状況

沖縄県土木建築部発注工事における入札金額の内訳に係る対応について（令和8年3月6日付け土技第1776号）を各部局等へ通知済み

6 添付資料

- (1) 告示案
- (2) 新旧対照表
- (3) その他参考となる資料